

## 令和5年度 第3回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月31日（月） 11時00分～11時50分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 中村 玲子 西川 昇吾 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 由幸 葛山真由美 佐橋 洋一 前田 良彦  
使用者代表 大西 宏弥 葛山真由美 中村 和仁 別所 浩己 山本 正仁

### 4 議題

- (1) 令和5年度地域別最低賃金額改定を目安の伝達について
- (2) その他（意見書について）

### 5 開会

(指導官)

定刻になりましたので、只今から令和5年度第3回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてですが、15名の委員の皆様全員ご出席をいただいております。

従いまして、15名の出席により、定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、6名の傍聴を認めておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長から、ご挨拶を申し上げます。

(局長)

皆様、おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局長)

暑い中ということで、今年は、例年になく非常に暑い日が続いております。そういった中、皆様には、令和5年度第3回三重地方最低賃金審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

毎年、これから更に暑くなっていく中にご審議をいただくということで、大変ご

負担をおかけいたしているところですが、よろしくお願い申し上げます。

三重県最低賃金の改正につきましては、先般、既に、7月6日の第2回審議会で諮問させていただきました。

また、7月28日には中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛て「令和5年度地域別最低賃金改定の目安について」答申がございました。『Bランク、三重、40円』ということで、目安が示されたところでございます。

本審議会におかれまして、三重県内の経済動向情勢を踏まえつつ、三重県最低賃金改正について、真摯なご審議をいただくようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(指導官)

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

## 6 議 事

(会 長)

委員の皆様には、ご多用の中、また、このような暑い日が続く中、第3回審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今年は、当初、エルニーニョ現象の関係で、冷夏になるのではないかという話もありましたが、開けてみれば、猛暑の夏、過去にないような連続した猛暑日を記録しているような状況でございます。熱中症で体調を崩される方、またお亡くなりになられた方も見えるようです。皆様も十分体調管理にはご留意いただきたいと思っております。

その中で、先ほど局長からもお話しありましたように、また報道でもご存じのとおり、先日、中央最低賃金審議会のほうから目安が発表されております。本日はその目安の伝達をしていただく審議会でございます。

もう既にご承知の通り目安40円、三重県では40円というのが報道されております。報道の中でもアルバイトの方々は、非常に喜んでいるようなこともあります。半面、飲食店であるとか、中小企業経営者の方々は、非常に困っているという報道もよく見かけられました。労使それぞれのお立場がありまして、考えもあろうかと思いますが、三重における最低賃金をこれから決めていかなければならないという状況でございます。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、只今より令和5年度第3回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

### (1) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について

(会 長)

議事の1番、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達」等について、事務

局の方から説明をお願いします

(室 長)

はい、それでは、私の方からお伝えさせていただきます。

6月30日の諮問に対して、7月28日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛てに「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安」について、答申がありましたので、その概要を、お手元の資料に基づいてお伝えさせていただきます。

机上配布資料をご覧ください。

まず、答申について、記1から読み上げさせていただきます。

— 室長、答申について読み上げ —

(室 長)

引き続きまして、次の「別紙1」をご覧ください。

別紙1は、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解で、1番目に、最低賃金引き上げの目安額が示されてございます。

この表を見ていただきますと、Bランクの三重県は目安額40円となっています。

この答申をすべて読み上げていますと時間が長くなりますので、恐れ入りますが、お手元の資料でご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上が目安の伝達概要となります。

次に、お手元の資料について、賃金指導官から説明させていただきます。

(指導官)

お手元の資料について、説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

資料1は、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象として、今年の6月分（見込み額）について調査した「令和5年賃金改定状況調査結果」です。

調査規模について、調査事業所数は全ランク計で、16,489事業所、Bランクとしては、4,849事業所、集計事業所数は全ランク計で、5,281事業所、Bランクとしては、1,624事業所でした。集計労働者は32,180人でした。

次に資料1の3ページ目、第1表、「賃金改定実施状況別事業所割合」について、三重県が該当するBランクの産業計を見てください。Bランクの産業計を見ますと、「1月以降も賃金改定を実施しない事業所」が、去年は50.4%でしたが、37.7%に減少しております。

「1～6月に賃金引き上げを実施した事業所」は44.1%。「1～6月に賃金引き下げを実施した事業所」は0.6%。「7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」は17.7%でした。

次に、資料の4ページ目、第2表をご覧ください。これは、「事業所の平均賃金改定率」ということで、Bランクを見ますと産業計で4.1%となっています。

昨年は3.1%でした。

次のページの第3表が「事業所の賃金引き上げ率の分布の特性値」でございます。説明は省略いたします。

次のページの第4表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」についてです。

Bランクの「産業計」においては、令和4年が1.4%、今年が2.0%と増加しております。

①表の方の男女別においては、男がプラス1.6%、女がプラス2.1%となっております。

また、Bランクの調査産業のなかで、表4の①表も②表も賃金上昇率がマイナスとなっているものはありません。

次に、資料2をご覧ください。

これは、生活保護と最低賃金に関する資料となっております。

三重県のところを赤枠で囲っていますので、ご確認ください。

2ページのもので、令和4年度最低賃金改定額反映版で、上の◇（ひしがた）の折れ線グラフが最低賃金を、下の△の折れ線グラフが生活保護を表しており、各県とも最低賃金が生活保護の金額を上回っているということでございます。

3ページの三重県の行の赤枠で囲っていますところの「最新の乖離額」を見ていただきますと270円と記載されております。これは最低賃金のほうが生活保護水準より時間額270円上回っているということでございます。

次に、資料3をご覧ください。

これは、地域別最低賃金額、未満率及び影響率に関する資料となっております。

同じく、Bランク若しくは三重県のところを赤枠で囲っています。

昨年度までの数字となっております。

令和4年のBランクの平均は、未満率1.6%、影響率18.9%です。

めくっていただいて、資料の2ページになりますが、下の方の注意書きにありますように「令和4年最低賃金に関する基礎調査」の事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を対象としたもので、昨年（令和4年）の三重の場合、未満率2.0%、影響率14.9%でした。

令和3年は、未満率1.7%、影響率14.9%でした。

3ページは昨年7月に実施した賃金構造基本統計調査になります。規模5人以上の民営事業所を対象としたもので、令和4年のものになりますが未満率は2.0%、影響率が6.1%となっております。

令和3年は、未満率1.5%、影響率5.1%でした。

次の資料4をご覧ください。

これは、賃金分布に関する資料といたしまして、令和3年及び令和4年の賃金構造基本統計調査の結果に基づき、グラフで示したものです。

次の資料5には、三重県最低賃金の推移を参考として付けさせていただきました。

昭和 47 年からの分でございます。

次の資料 6 には、連合三重様よりいただきました「2023 春季生活闘争 賃上げ方式集計結果」、「通勤者からみる愛知県との関係図」等を付けさせていただきました。

以上で資料等の説明ということにさせていただきます。

これからのご審議の参考としていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(会 長)

ありがとうございました。前回に引き続きまして今回も沢山の資料の説明をいただきました。短時間で全てを理解するのは難しいかも知れませんが、今、説明をしていただいた中で、ご質問等ございましたら承ります。

いかがでしょうか。

特にございませんか。

また、この資料は今後の審議に役立てていただきたいと思いますと思っております。

なお、令和 5 年度の三重県最低賃金については、明日以降に始まります専門部会で審議を部会していただくわけですが、それに先立ちまして、この場で労使の意見ご発言がございましたらご発言をいただきたいと思います。まず、労働者側委員いかがでしょうか。

(伊藤委員)

労働者側の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、先程、資料にもありました今年の連合の 2023 春季生活闘争の結果に少し触れさせていただきたいと思えます。

この春闘であります、収束が見えないコロナ禍で、円安、急激な物価高騰の中、ほぼ 30 年振りとなる高い水準の賃上げが実現いたしました。物価上昇による家計への影響や賃金水準の停滞が企業経営や、産業の存続、ひいては日本経済成長に及ぼす影響について労使が中長期的な視点を持って、粘り強く、またかつ真摯に交渉してきた結果でありまして、未来につながる転換点になりうるものと受け止めております。

ただ、中小企業も賃上げ額、率とも 2014 年以降で最も高くなった一方で、上げ幅の分散度合は大きく、大手の賃上げが大きく上昇する中で、格差是正ができたのは一定数であったと推測されます。春闘で大幅に上回る結果も、物価上昇が高い水準で推移する中、平均で実質賃金はマイナスの状況であります。

今回、加重平均で 1,000 円を超えはしましたが、世界から見劣りするもので、可処分所得を増やし、消費主導で経済の好循環を生むのは、まだ不十分であると思われれます。私たちは、誰もが何処で働いても 1,000 円を目指し、働いた収入で生活レベルを引き上げていきたいと考えております。

政府は閣議決定された新しい資本主義の実行計画の中にも、本年夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引き上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行うと明言しております。不安定な経済状況の中、将来の生活不安も払拭できるこ

とを願いたいと思っております。

また、賃金や労働環境の格差におきましては、産業間そして規模間、雇用形態、地域格差、男女間、障害者、外国人労働者まで及んでおります。物価高騰の中では、日々の生活や将来の不安を感じ、最低賃金の近傍で働き続ける労働者がそこにおられます。今まで労使が経験したことのない30年振りの物価上昇に対応することを重視し、真摯な協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

では、引き続き使用者側お願いします。

(中村和仁委員)

使用者を代表いたしまして、一言発言させていただきます。

労働者側代表の伊藤さんからもお話しが出ておりましたが、連合さんの出していたいただいたこの春の春季労使交渉というのは、ほぼ最終で、見ますと、初めて上昇率が3%を超えたと、調査開始以来の数字になって、先程もおっしゃっていただいたように物価上昇含めてその辺が大きく影響をしたのかなと。

それが今回の金曜日に示された目安のほうにも反映をされていると十分理解をしているところでございます。

しかしながら、毎年お話をさせていただくのですが、先程ここへ来る前に別の所で話していたら、決まったね、みたいなことを言われた人がいるんですが、全然決まったわけではなく、目安を示されただけの話で、実際には明日から議論を進めていくわけでございまして、その中で大事なところは、最低賃金の三つの要素になっております。一つ目が労働者の生計費、二つ目が労働者の賃金の状況、三つ目が企業の賃金支払い能力、この辺を総合的に勘案して最低賃金は決めていくというところでございます。

その中で、我々がいつも言っているのが、企業の賃金の支払い能力という部分、先程、申し上げました今季の春季労使交渉の引き上げが大きかった中で、大手はかなり頑張っていたけれど、中小、特に中小でも比較的規模の小さい事業所も例年になく賃上げが行われたというのは事実ですけれど、そこを見ていくと必ずしも支払い能力があって行われたわけではなく、今の状況の、人材が非常に不足をしている、その中で何とか定着もさせていかないといけないというところで、業績が必ずしも改善していないにも関わらず、無理をしてという言い方は適切ではないかもしれませんが、賃金を引き上げた、いわゆる防衛的賃上げ、特に規模の小さい事業所が一定程度あったというところがありますので、必ずしも全ての所が支払い能力に基づいて行った結果ということではないというところを踏まえながら、目安というのが示されましたが、明日からの審議で金額検討をしていく部分につきましても、十分に踏まえまして審議をしていく必要があるのかなと。

足元の県内の状況、全国的にもそうなのかもしれませんが、色々な企業さんから聞いておられますと、帝国とか東京商工、新聞等にも出ておりますけれど、今年にな

ってから中小の企業の倒産というのが増えてきて、三重県内においても、個人的に関係があるわけではないのですが、私が昔から知っているような企業さんも無くなってしまったという事実もあって、衝撃を受けました。

あと、コロナでゼロゼロ融資があって、それがいよいよ返済が始まってきて、この前、別の所の会議で言われていたのですが、政策金融公庫の話では、今年になってから、三年の猶予免除期間が支払いに入ってきますので、その延長であるとかそういう部分も来ている。

当たり前ですけれども、借りたお金は返さないといけないわけですが、とは言いながら、実際そういう状況下でないというところも出てきている。また、ご承知のとおりガソリン価格も国の補助金も無くなってきて、毎週のように上がってきて、個人にとって物価は上がってきているのは間違いないですが、それ以上に企業側も物価高騰というか、原材料高騰、諸々がかなり効いてきている。

特に、下期以降というのは、厳しい状況が想定されていくのかなというところも踏まえながら考えていく必要が出てきたかなというところもあります。とはいいいながら、賃上げ自体に春の部分もありますので、理解はしておりますけれども、額については、慎重に考えていく必要があるというのは、我々非常に重い責任を課せられた、特に今年色々な意味で最低賃金というのは、全国的にも注目されている中で、我々に与えられたミッションというのは、すごく責任が重大だということがございいます。

先程来から申している中小企業でも、産業分類上 299 人も中小企業ですけれども 10 人以下というところが大半で、そういうところと一緒に同じテーブルに産業分類上載せなくてはいけない。

実際には下位のところは、そういう状況ではないというところも踏まえながら、特にそういうところの影響、先程、労働局のご説明にもありましたが、去年の部分も影響率が 18 を超えていたかと思うのですが、今年、先程の目安のような数字が示されればそれを上回っていくということも十分考慮しながら、明日からの審議を考えていく。

また、事務局的には、労働者側もそうですが、通常どおり 10 月 1 日発効を目指して議論をしていくと思うんですけれど、本当にそういう部分を考えて 10 月 1 日にこだわらずに慎重に議論を進めて行く必要があるのかなと思っております。

あと、中小企業、小規模事業の支援策、業務改善助成金、中賃のところにも出ておりましたけれども、それだけではなくて、それも踏まえながら真剣に考える今年の審議とさせていただければなと思っておりますので、暑い中、余計に熱くなる思いますけれども、よろしく願いいたします。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

他ご意見ございませんか。

只今、労使それぞれ代表の方からご意見を頂戴いたしました。それぞれのお立場

がありますので、それぞれのお立場からのご発言ではありますけれども、その中で少し両者とも相手方を思っていただけのご発言もあったかなと私は理解をさせていただきました。元々労使の立場は違うわけですので、なかなかすぐに合意というのではないと思いますけれども、いずれにしろ、歩み寄りの精神をお持ちいただきまして、明日からの審議に臨んでいただきたいと思います。と思っています。

また、我々公益側といたしましては、それぞれのご意見を頂戴したうえで、最終合意点を見いだせるよう努力をして参りますので、皆様方の引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

では、次の議事に移ります。

## (2) その他（意見書について）

（会 長）

その他のことについて、事務局から説明をお願いします。

（指導官）

はい、最低賃金法第 25 条 5 項では「最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。」と規定されているところでございます。

第 2 回審議会開催直後に意見聴取の公示を行ったところ、期日までに 4 者から意見書の提出が認められました。

お手元の資料 7 をご覧ください。要旨を読み上げさせていただきます。

一般社団法人三重県タクシー協会長様です。

「新型コロナウイルス感染症の影響は、令和 5 年 5 月 8 日から第 5 類感染症に変更されましたものの、私どもタクシー事業者は依然、コロナ禍での人流の減少が響き乗務員の雇用が思うように進まず極めて深刻な状況が続いております。

三重県のタクシー事業者の運送収入は、令和元年度 6,907,142 千円であったものが、令和 4 年度には、5,806,173 千円と比較しますとマイナス 15.9%となっております。

時間の都合で中略させていただきます。

貴会におかれましては、タクシー業界の実情に一層のご理解を賜り、今回の最低賃金の引き上げにつき、慎重の上にも慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。」

というものでございます。

次に、三重県労働組合総連合議長様です。

時間の都合で要旨説明させていただきます。

現在、物価高騰は収まる気配がありません。そのマイナス面は顕著です。物価の上昇は、消費者にとって生活費の増加を意味します。エネルギー価格の上昇により、

ガソリンや電気料金が上がり、さらに食品や生活必需品の値段も上昇し、家計への負担増は避けられていません。

物価高騰は購買力の低下をもたらし、経済全体の成長にも悪影響を及ぼしています。物価の上昇が所得の上昇を上回り、実質的な所得が減少しています。このような状況下では、すべての賃金の基礎となる最低賃金を大幅に引き上げることが重要です。これにより、労働者の生活水準を向上させ、生活費の増加に対処するべきです。

時間の都合で中略させていただきます。

以上、今求められているのは、最低賃金 1,500 円以上への大幅に引き上げと、中小企業への早急な直接支援策を行うことであり、下記事項について貴審議会に強く要請します。

#### 記

1. 地域最低賃金額を直ちに 1,500 円以上に引き上げること。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正するよう国に働きかけること。
3. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。
4. 専門部会を一部ではなく完全に公開し、議事録も完全に公開すること。
5. 都道府県労働局の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうよう国に働きかけること。

というものでございます。

次に、伊賀名張労働組合総連合議長様です。

時間の都合で要旨説明させていただきます。

猛烈な物価高騰は、労働者のくらしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。大阪は三重より 90 円最低賃金が高いこともあり大阪方面への社会的人口流出が止まりません。

時間の都合で中略させていただきます。

以上から下記要求について働きかけていただくよう強く要請します。

#### 記

1. 伊賀市・名張市の最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること。
2. 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年 1 回に限らず改定を行うこと。
3. 伊賀名張に働くすべての人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正すること。
4. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を行うとともに関係自治体にも働きかけること。

5. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するために、伊賀公共職業安定所や労働基準監督署の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうこと。

というものでございます。

次に、中勢地域労働組合執行委員長様です。

時間の都合で要旨説明させていただきます

近年にない物価高騰により、労働者は悲鳴を上げています。2023年春闘で大企業を中心にベースアップとなりましたが、それ以上の値上げラッシュで実質賃金は下がり続けています。大企業で働く正規労働者さえ、物価高騰に追いついていない現実ですが、最低賃金ぎりぎり働く多くの非正規労働者は、働く意欲さえ奪われ、年収200万円以下のワーキングプアの状態を脱出できません。

低い賃金を少しでも改善出来るのであれば、他県へ働きに出る労働者を減らすことはできます。貴重な労働者を流出させないためにも、通勤時間や通勤費が少なく済む地元で働けるよう地域格差を無くしてください。

最低賃金を全国一律1,500円になるよう強く望みます。

というものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。

よろしく申し上げます。

(会長)

只今、ご説明のありました資料について、4件の意見書を提出いただきました。今、読み上げていただいたとおりでございます。労使それぞれの立場からご意見があったというものでございます。

当審議会といたしましては、これらの意見を真摯に受けとめさせていただきながら慎重な審議に繋げていきたいと思っております。

何か委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

他に事務局から何かありますでしょうか。

(室長)

地域別最低賃金額の改定について、専門部会の審議の進捗状況にもよりますが、次回の第4回本審は、8月7日(月)午前10時30分から、場所は本会場で開催しますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

只今、審議会の日程についてのご説明いただきました。

次回の審議会につきましては、地域別最低賃金改定の答申を行う審議会になります。

第4回審議会を8月7日(月)午前10時30分から開催するということですので、委員の皆様日程調整をよろしくお願いいたしましたと思います。

その他委員の皆様からご発言ございませんでしょうか。

では、本日予定をされておりました審議の議題は以上でございます。

先程から暑い日が続いているというご発言をいただいているところですが、熱い審議が始まると予想されます。

中賃から目安も出されましたし、また、現状の色々な情報資料等も頂戴いたしました。これらを基に明日からの専門部会で審議をしていただき、次回、第4回8月7日には答申をさせていただく予定をしておりますので、引き続き委員の皆様にはよろしくご協力をお願いしたいと思います。

これをもちまして令和5年度第3回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以上